

公益社団法人 日野町シルバー人材センター

令和 7 年度事業計画

会員の拡大と安全就業そして、制度改定への対応

1. 基本方針

《高齢者への生がいきいきの提供と暮らしを応援するために》

我が国の高齢化率は、29.3%（2024年9月現在）で、これまで日本を支えてきた団塊の世代がすべて後期高齢者となり、高齢化の急速な進展は、社会的、経済的、そして日常の暮らしにとって大きな問題となっています。

日野町の高齢化率は、2010年24.3%で5,553人（全国23.0%）だったのに対し2025年1月には31.48%で6,504人、2040年予想は37.3%（全国34.8%）で6,263人と当町は全国平均よりもさらに高齢化が進んでおり、さらに今後高齢者人口自体も減少していきます。

このような状況の下シルバー人材センターは、

- ① 増加する高齢者の方に働き甲斐や生きがいの場所を提供すること
- ② お困りことの増える高齢者世帯に対して暮らしの応援をすること
- ③ 一層人手不足の悩みを抱えることになる町内の企業を応援すること

が、重要な役目となってまいります。

こうした地域の人々からの要望に応えるため、元気で様々な技能を持った多くの高齢者の方に会員になっていただき、会員さんには、働き甲斐生きがいを提供すること、町内の皆さんには、日々の暮らしや事業活動を応援することを事業の基本信念とし運営を行います。

シルバー人材センターの現状（5年間対比）

項目	令和元年	令和7年1月現在	対比
会員数（名）	343	317	▲26
平均年齢（歳）	72.6	75.4	2.8
契約件数（件）	2,384	1,871	▲513
契約金額（百万円）	99	96	▲3
就業率（%）	81.6	78.9	▲2.7

2. 実施計画

① 会員増加の対策

事業者の労働力不足や退職年齢の引上げによる高齢従業員の囲い込みにより、シルバー会員数は全国的に減少傾向です。また当シルバー人材センターの会員の平均年齢は、75.4才（令和7年月1月現在）となり、毎年上昇しています。

従って、80歳を超えるような高年齢であっても、強靱な体力がなかったとしても、それに見合った緩い軽い仕事、幅広い多種多様な仕事を見つけることができるかが課題となってきます。

当センターは県内のほかのセンターと比べても女性会員が少ない方です。その原因は女性の就業しやすい軽作業短時間作業の仕事が少ないことと感じております。また、「学ぶ・遊ぶ」といった働く以外の生きがい事業もまだ不十分で充実していないこともあります。

対策として、今まで職員や会員による勧誘と広報によるPRが中心でしたが、今後は職員や現会員に引続き勧誘活動を求めるほか、高齢者団体や町内各地域に出向いての説明会の実施や、イベントへの参加機会、独自の各種講習・教室の開催を通じて、入会要請の声を広く届けるようにして、会員増大してまいります。

② 安全就業への意識づけ

今までの事故の大半が、草刈り、剪定作業中の物損事故です。怪我も草刈り剪定作業中に起こることが大半です。現場に出向き徹底してその現場で事故対策を指示し作業の服装や道具についてもチェックします。また、安全講習会の開催をして、全員の安全就業の意識を高めてまいります。さらに年2回安全パトロールを実施して安全な作業が徹底されているかの検証をします。

事故のゼロは、繰り返し指導を行うことでしか叶わないので、これらのことを繰り返します。

③ インボイス制度とフリーランス新法への対応

シルバー人材センターは、従来から法令の改定が行われるごとに事業運営において対応が求められ、その度に混乱が生じています。現在直面するのは、一昨年の10月より発令されたインボイス制度です。この制度により、会員がすべて消費税免税事業者であるため、消費税の仕入れ控除ができず、会員に代りセンターがその消費税分を全額負担しなければならず、経過処置があるというものの多大な税負担が生じております。

またフリーランス新法が昨年11月より施行されました。これは弱い立場の下請け業者（シルバー会員）の保護という視点ではありますが、センターと会員さんとの信頼関係、軽微で少額な契約についても一律に定められた事務手続き求められるため、先の会員の消費税分の税負担、物品の値上げ等による経費増に加えて事務所運営に多大な人的負担が強いられています。

しかし、これらの課題への取り組みは法により定められたもので避けて通ることは出来ず、収益の拡大、人材の補充、経費の見直し、事務のデジタル化などできることから対策を行ってまいります。

④ 法令順守と信頼

センターは常に構成かつ誠実な事業運営にあたり、地域社会からの信頼信用を得られえるようにしなければなりません。公益団体の基本責務です。同様にシルバーの規定や、当センターの約束事なども、会員さんは確実に守って、引き続いて就業にあたることを望みます。役職員、会員みんながルールやマナーを守り、日常の言動も信頼を失うことのないように注意をしてまいります。

《普及啓発活動》

- ・広報の発行 年1回
- ・各種の講習会、教室
- ・自治会、高齢者団体へのPR訪問
- ・現会員の友人知人訪問活動
- ・イベントへの参画等により会員拡大に努める。

《デジタル化の推進》

スマホを活用して就業の情報を全会員にダイレクトに届ける。(ショートメールやスマイルスマイルのアプリ活用) また、取引先との契約事務についても電子化を進めていく。これにより就業の機会の拡大、事務の簡略化・経費の節減につなげる。

同時に高齢者でも時代に応じてデジタル化になれる必要があり、センターが会員に指導していく。

《入会促進と普及活動と生きがい事業の強化》

- ・グラウンドゴルフ大会 (年2回)
- ・剪定講習 (夏季)
- ・寄せ植え講習 (12月)
- ・筆ペン教室 (1月～2月)
- ・草木染教室 (冬季)
- ・陶芸教室 (春)
- ・「さじき窓アート」や「ひなまつり紀行」などの町のイベントへの参画

《各種委員会》

- ・会員拡大委員会
- ・安全就業委員会
- ・就業拡大委員会
- ・地域班長会

《重要会議の予定》

総会	5月				
理事会	5月	9月	12月	3月	
監事監査	5月				